

令和4年度
住宅型有料老人ホーム事業
集団指導資料

札幌市有料老人ホーム
設置運営指導指針について

札幌市保健福祉局 介護保険課（事業指導担当）

目 次

1	実地検査について	P 3
2	運営基準について	P 4
3	根拠法令（関係法令）及び指針等	P 11
4	変更の届出、廃止・休止の届出	P 12
5	新型コロナウイルス感染症対策	P 13

1 実施検査について

老人福祉法の目的を達成するため、必要な資料等の提出を求め、その資料等に基づき、事業所に立ち入り、検査を実施します。また、緊急に有料老人ホームの実態等を把握する必要がある場合にも、事業所に立ち入ることがあります

(1) 実地検査

- 老人福祉法等の関係法令、有料老人ホーム設置運営指導指針、事業所の管理（運営）規定等に基づき、適切な運営がなされているかを確認するもの。
- 事業所において書類の確認や管理者からのヒアリングを実施します。

★ 現在の実地検査について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から現在の実施検査は中止しておりますが、感染状況を考慮しつつ、適宜再開について検討していきます。

・札幌市有料老人ホーム指導検査実施要綱（令和3年7月1日改訂）

札幌市ホームページに掲載しています。

・ <https://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html>

2 運営基準について

1. 重要事項説明書の作成と記載事項との一致について

ア 作成、入居希望者へ説明、交付が必要（以下、施設）

運営形態	様式
有料老人ホーム ※1	別記第1号様式
サービス付き高齢者向け住宅	別記第2号様式（＝別紙3 有料老人ホームの重要事項説明書追加版）or 別紙3＋別記第1号様式 ※2

※1 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない有料老人ホーム

※2 別記第2号様式（＝別紙3 有料老人ホームの重要事項説明書追加版）は、サービス付き高齢者向け住宅の登録時に作成する別紙3と有料老人ホーム重要事項説明書（別記第1号様式）の記載事項を一体化、簡素化した様式です。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の提供を行う場合は除く）は、別記第2号様式（＝別紙3 有料老人ホームの重要事項説明書追加版）に基づき作成することで、有料老人ホーム重要事項説明書に代替できます（二つの説明書の作成が不要）

<各様式>

別記第1、2号様式	http://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html
別紙3様式	https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/08osirase/koumoku/satuki.html

イ 実際のサービス提供等と重要事項説明書の記載事項の一致

サービス内容の変更や職員の入れ替わりがあった際は、重要事項説明書の「サービスの内容」や、「職員体制」も適宜更新が必要。

2. 職員の秘密保持について

職員採用時に秘密保持の誓約書を取り交わしていることが望ましい。在職中だけでなく、退職後も秘密保持させることが必要。また、設置者は個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日）」に基づき、個人情報の適正な取り扱いに留意すること。

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第8-3、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日）】

留意事項

職員の秘密保持誓約書については、任意様式（各施設・各法人で作成）。秘密保持誓約書の作成におけるポイントとしては、次の点が挙げられます。

- ア 秘密と取扱う情報が明示されているか。（入居者や家族の個人情報が秘密に該当することの明示）
- イ 退職後も業務上知り得た秘密を保持する必要がある旨が明示されているか。

3. 職員の衛生管理等について

- ア 採用時及び年1回以上の定期的な健康診断の実施が必要。
特定業務従事者（夜勤員）は6か月に1回必要（年2回）
- ※ 年2回健康診断が必要な夜勤職員は、6か月を平均して1か月4回以上深夜業に従事している職員。
- イ 職員の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確にし、職員の相談窓口の設置等措置を行うこと。また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為に対し、職員の相談に応じかつ適切に対応するために必要な組織的な体制を整備すること。

（令和3年7月1日新設）

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第9-4】

4. 研修について

以下の研修を年1回以上実施。また、研修は実施日・参加者・使用した資料が確認できるよう記録を残すこと。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">ア 高齢者の心身の特性等に係る研修イ 事故発生の防止のための研修ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修エ 高齢者虐待防止のための研修（高齢者虐待防止法に触れた実施が望ましい）オ 身体的拘束等の適正化のための研修 |
|---|

留意事項

今年度の定期報告において、新型コロナウイルスの影響で必要な職員研修を実施できなかったとの報告がありました。本来は職員同士で知識の習熟等を相互に確認できる機会であることが望ましいですが、感染対策として一堂に会するのではなく、資料配布等の書面による研修実施等の代替を当面は認めています。各施設において、検討してください。

(1) 認知症介護基礎研修について(令和3年7月1日新設)

介護に直接関わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるため必要な措置を講じること

5. 事故について

- ア 事故発生防止のための指針（マニュアル）の整備
- イ 事故発生防止のための委員会設置（実施担当者を置くこと）
委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする
（令和3年7月1日新設）

ウ 記録の整備
事故発生時の記録を施設様式で作成・保管し、職員間で共有する。

- エ 事故報告
サービス提供中に起きた事故は、本市に報告が必要。

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第 13-8・13-9】

(1) 事故報告対象の基準について

- ①利用者処遇に関するもの
 - ア 死亡事故（病気によるものを除く。）
 - イ 虐待
 - ウ 失踪・行方不明（現在も捜索中のもの）
 - エ 骨折・打撲・裂傷等（医療機関に受診したもの）
 - オ 誤飲・誤食・誤嚥、誤薬
 - カ 不法行為
 - キ 無断外出（見つかった場合）
 - ク その他（送迎中の事故等）
- ②施設・事業所及び役職員に関するもの
 - ア 不適切な会計処理
 - イ 不法行為等
- ③その他
 - ア 事件報道が行われた場合
 - イ その他必要と認められる場合

【札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱】

(2) 留意事項

特に「誤飲・誤食・誤嚥、誤薬」の本市への事故報告書の提出漏れが多く散見されるため、施設内の上記の報告についても含めて速やかに提出してください。また、骨折・打撲・裂傷等と異なり、医療機関に受診したものに限定していないため、留意してください。

6. 安否確認または状況把握について

- ア 毎日1回以上、安否確認または状況把握の実施
入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、
電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提
供時における確認等その他の適切な方法による実施。

(令和3年7月1日新設)

- イ 安否確認等の実施にあたり、プライバシーの確保について十分な考慮が必要。
運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向・意見を尊重したもの。

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第10-1- (5)】

7. 感染症・食中毒について

- ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（マニュアル）整備
イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための委員会の設置
小規模施設については、委員会という形ではなくともミーティングなどの機会に情報共有する場があればよい。
ウ 職員への定期的な感染症予防及び食中毒予防及びまん延防止のための研修
エ 札幌市への報告（※以下報告が必要な場合）
※社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等
主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告
するとともに、併せて保健所に連絡し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患
者が1週間以内に2名以上発生した場合
イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用
者の半数以上発生した場合
ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が
疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

8. 避難訓練について

避難訓練は年2回、うち1回は夜間想定での実施が必要。

【消防法施行規則第3条第10項、札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第9-5】

留意事項

今年度の定期報告において年2回で実施する必要がある避難訓練を実施していない、または1回のみ実施したとの報告が散見されました。消防法を遵守した運営を行ってください。

9. 非常災害について

ア 非常災害対策計画の策定

地域の実情に応じた計画の策定が必要。風水害、地震等想定したもの。

イ 災害対策訓練の実施

水害・風害・土砂災害等を想定した災害対策訓練が必要（避難、救出その他必要な訓練）。地域住民の参加が得られるような連携に努めること。

ウ 地震等大規模災害に備え、食料、飲料水を備蓄することが望ましい。

入居者1人につき3日分の備えることが望ましい。また、ライフラインが停止した時を想定し、具体的な提供方法も検討する必要がある。

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第9-8】

留意事項

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる（施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容）。

【具体的な項目例】

- ・ 介護保険施設等の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制

参考（平成28年9月9日老高発0909第1号厚生労働省老健局課長連名通知）

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161027_sankosiryo05.pdf

10. 業務継続計画策定（BCP）について （令和3年7月1日新設）

ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うため、非常時体制下での早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画（BCP）に従い必要な措置を講じること。

計画策定にあたり、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照とする。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

- イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。

訓練について、机上を含め実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせることが適切である。

- ウ 定期的に業務継続計画を見直す。

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第9-11】

11. 運営懇談会

- ア 年1回以上の開催が必要

★新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、書面開催等の代替措置が可能

- イ 第三者的立場にある民生委員等を加えることが望ましい

- ウ 入居者の状況・サービス提供の状況、法人及び施設の収支状況を内容に盛り込む

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第9-10】

留意事項

書面開催を実施する際の注意点として、重要と思われる施設の状況を報告すると同時に、入居者の意見や苦情等を拾い上げる機会である必要があるため留意してください。

12. 身体的拘束等の適正化について

- ア 身体的拘束等の適正化を図るための委員会を三月に一回以上開催する。

委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする

(令和3年7月1日新設)

- イ 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

- ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
(例：委員会の開催頻度や委員会の構成員等の内容)
- ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
(例：定期的な研修の実施、新規採用時は別途新人研修を実施等の具体的な内容)

- ウ やむを得ず身体拘束をする場合

- ① 記録の整備
態様、時間、入居者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由の記録が必要
- ② 切迫性・非代替性・一時性の三要素の検討
身体拘束0の手引きに則っているか
- ③ 本人・家族に定期的に説明し、同意を得ているか。
同意書の同意期間は1か月が目安

13. 虐待防止について

- ア 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定に基づき、入居者の保護のための施策に協力すること
- イ 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、職員への周知徹底
- ウ 虐待防止のための指針整備
- エ 虐待防止のための定期的な研修開催
- オ イ～エの適切な実施実現のための担当者を配置

(イ～オについて、令和3年7月1日新設)

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第10-4、高齢者虐待の防止、
高齢者の養護者に対する支援等に関する法律】

14. 電磁的記録等

(令和3年7月1日新設)

- ア 作成、保存、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

【札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第15】

★【2 運営基準について】の1～14について、札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部を抜粋したものであり、指針の内容を全て網羅できるものではありませんので、改めて運営指導指針をご確認してください。

※各種委員会について

種類	頻度
身体的拘束等の適正化を図るための委員会	3か月に1回程度
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための委員会	6か月に1回程度
虐待防止のための対策を検討する委員会	定期的な開催
事故発生防止のための委員会	定期的な開催

※運営にあたり、各種委員会を設ける必要がありますが、必ずしも個別に委員会を実施するものではありません。職員会議等で身体拘束の状況、感染症発生の有無、虐待防止対策及び事故発生状況等の有事の対応方法等を職員間で確認する場を設けることが求められています。各施設においては、委員会設置の趣旨をご理解頂き、**確実な実施・記録の保存**を行って下さい。

3 根拠法令（関係法令）及び指針等

1. 根拠法令等

- 老人福祉法第 29 条
- 個人情報の保護に関する法律
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 消防法施行規則第 3 条第 10 項

2. 有料老人ホームに関する要綱・要領及び指針

有料老人ホームに関する要綱・要領及び指針を以下のとおりご確認ください。

- 札幌市有料老人ホーム設置運営指導要綱（※令和 3 年 7 月 1 日から適用）
 - 札幌市有料老人ホーム設置運営手続要領（※平成 28 年 4 月 1 日から適用）
 - 札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針（※令和 3 年 7 月 1 日から適用）
- 本市ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html>

4 変更の届出、廃止・休止の届出

事業者は、事業所の名称や所在地などの届出事項に変更があったとき、事業を廃止又は休止しようとするときは、届出を行うことが老人福祉法第 29 条により義務付けられています。

届出の方法や期限についてはあらかじめ確認しておき、届出が必要な事項が発生した場合には、速やかに届出を行ってください。

<p>変更届</p>	<p>○ 届出内容に変更があった場合には「札幌市有料老人ホーム設置運営 手続要領」により必要書類を確認の上、変更日から 30 日以内に変更 届出書（別記第 8 号様式）を提出してください。 札幌市ホームページ「有料老人ホームについて」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html</p>
<p>廃止届 休止届</p>	<p>○ 廃止又は休止の日の 1 月前までに届出（別記第 9 号様式）を行って ください。 ○ 利用者への適切な措置が取れているか確認する必要がありますの で、事前に札幌市へご連絡ください。 札幌市ホームページ「有料老人ホームについて」 http://www.city.sapporo.jp/kaigo/yuuryou.html</p>
<p>メール アドレスの変 更</p>	<p>○登録されているメールアドレスに変更があった場合には、必要事項 を記載して電子メールにて届出を行ってください。 札幌市役所介護保険課電子メールアドレス 【shisetsu.shido@city.sapporo.jp】</p>